

議案第90号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）」を削る。

第3条第1号中「100分の67」を「100分の50.22」に改め、同条第2号中「11年以上20年以下」を「11年」に、「1年につき100分の128.79」を「100分の241.056」に改め、同条第3号中「21年以上25年以下」を「12年以上15年以下」に、「100分の178」を「100分の73.656」に改め、同条第4号中「26年以上30年以下」を「16年」に、「1年につき100分の128」を「100分の250.263」に改め、同条第5号中「31年以上35年以下」を「17年以上19年以下」に、「100分の108」を「100分の120.528」に改め、同条第6号中「36年以上40年以下」を「20年」に、「1年につき100分の100」を「100分の317.223」に改め、同条第7号中「41年」

を「43年」に、「100分の81」を「100分の92.07」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号の次に次の3号を加える。

(7) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の167.

4

(8) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の133.

92

(9) 31年以上42年以下の期間については、1年につき100分の100.

44

第4条中「40年」を「43年」に改め、同条第1号中「100分の80」を「100分の83.7」に改め、同条第2号中「100分の110.38」を「100分の92.07」に改め、同条第3号中「100分の149」を「100分の133.92」に改め、同条第4号中「100分の179」を「100分の167.4」に改め、同条第5号中「100分の138」を「100分の133.92」に改め、同条第6号中「35年」を「42年」に、「100分の118」を「100分の100.44」に改め、同条第7号中「36年」を「43年」に、「100分の99.8」を「100分の92.07」に改める。

第5条第1項中「昭和59年川崎市条例第38号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項第1号中「100分の80」を「100分の83.7」に改め、同項第2号中「11年以上15年以下」を「11年」に、「1年につき100分の158.88」を「100分の324.3375」に改め、同項第3号中「16年以上25年以下」を「12年以上15年以下」に、「100分の205」を「100分の115.0875」に改め、同項第4号中「26年以上30年以下」を「16年以上24年以下」に、「100分の148」を「100分の167.4」に改め、同項第5号中「31年」を「35年」に、

「100分の77.3」を「100分の87.885」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 25年の期間については、100分の198.7875

(6) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の150.66

第5条第2項第2号中「15年」を「25年」に、「100分の120.78」を「100分の138.105」に改め、同項第3号中「16年以上25年以下」を「26年以上34年以下」に、「100分の178」を「100分の150.66」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「31年」を「35年」に、「100分の77.3」を「100分の87.885」に改め、同号を同項第4号とする。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号、第16条第1項第2号及び第3号並びに第18条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(退職手当の基本額の特例)

12 当分の間、第5条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」と、第4条中「次条」とあるのは「次条又は附則第12項」とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎

市条例第 号) による改正前の定年条例第 3 条ただし書に規定する医師  
及び歯科医師

(2) 市給与条例第 3 条に規定する大学教育職給料表の適用を受ける職員 (助  
手を除く。)

(3) 給与その他の処遇の状況が前 2 号に掲げる職員に類する職員として市長  
が定めるもの

1 4 市給与条例附則第 3 3 項の規定又はこれに準ずる規定による職員の給料  
月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 5 当分の間、第 5 条第 1 項の規定に該当する者 (法律の規定に基づく任期  
を終えて退職した者及び同項に規定する死亡により退職した者 (通勤による  
死亡により退職した者を除く。)) に対する第 5 条の 3 の規定の適  
用については、同条中「定年に達する日」とあるのは「定年 (附則第 1 3 項  
各号に掲げる職員以外の者にあつては 6 0 歳とし、同項第 1 号及び第 2 号に  
掲げる職員にあつては 6 5 歳とし、同項第 3 号に掲げる職員にあつては市長  
が定める年齢とする。) に達する日」と、同条の表第 5 条の項、第 5 条の 2  
第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項中「その者に係る定年と  
退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1  
年につき」とあるのは「その者に係る定年 (附則第 1 3 項各号に掲げる職員  
以外の者にあつては 6 0 歳とし、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる職員にあつ  
ては 6 5 歳とし、同項第 3 号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とす  
る。) と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当す  
る年数 1 年につき」とする。

1 6 当分の間、第 5 条の規定に該当する者 (法律の規定に基づく任期を終  
えて退職した者及び同条第 1 項に規定する死亡により退職した者 (通勤による  
死亡により退職した者を除く。)) に対する第 5 条の 3 の規定の適

用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）」と、「15年」とあるのは「10年」とする。

17 当分の間、第5条第2項の規定に該当する者であつて、附則第13項各号に掲げる職員以外の者が60歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したとき、同項第1号及び第2号に掲げる職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したとき又は同項第3号に掲げる職員が市長が定める年齢に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したときにおける第5条の3の規定の適用については、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳、同項第3号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

18 当分の間、第5条第2項の規定に該当する者であつて、附則第13項各号に掲げる職員以外の者が60歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したとき、同項第1号及び第2号に掲げる職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したとき又は同項第3号に掲げる職員が市長が定める年齢に達する日以後におけ

る最初の3月31日から1年前より後に退職したときにおける第5条の3の規定の適用については、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「要する者」とあるのは、「要する者（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く。）」とする。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする」を「次に定めるところによる」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 旧条例第3条の適用については、同条中「45年」とあるのは「43年」と、「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例

第 号) による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第 3 条各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。

(2) 旧条例第 4 条第 1 項の適用については、同項中「40 年」とあるのは「43 年」と、「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和 4 年川崎市条例第 号) による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第 4 条各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。

(3) 旧条例第 4 条第 2 項の適用については、同項に規定する割合は、その者の勤続期間を次に掲げる期間に区分して、それぞれ次に定める割合とする。

ア 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 83.7

イ 11 年の期間については、100 分の 306.18

ウ 12 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 99.18

エ 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 135

オ 21 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 152

カ 25 年の期間については、100 分の 184

キ 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 133

ク 31 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 241

ケ 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 135

- (4) 旧条例第5条第1項の適用については、同項中「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは、「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第5条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

60歳に達した日以後に非違によることなく退職した者に対する退職手当を定年退職の場合の退職手当と同様に算定することとすること、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して退職手当の支給の割合を見直すこと等のため、この条例を制定するものである。